

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市不妊不育治療費助成事業
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	不妊及び不育治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療に要する費用として助成金を交付する。
補助事業者	原則法律上の婚姻をしている夫婦（生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚関係にあるものを含む）
補助対象経費	・ 不妊不育治療等に係る保険診療の自己負担額、保険診療対象外の治療費及び治療のための処方箋による院外調剤費用 ・ 市外医療機関へ通院した回数の乗船費用並びに宿泊に要した費用の一部
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	・ 10万円を上限（新潟県その他助成団体からの助成、高額療養費並びに付加給付がある場合はその額を控除する。）
	○少額（5万円以下）補助金の理由
	治療実費
補助率等	・ 対象経費の2分の1の額
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	不妊治療にかかる経済的負担の軽減を目的としているため数値化はできない
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	算出不可
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
	事業者向けの補助金ではないため、事業内容や、数値目標の設定はない。
補助制度開始	平成23年1月20日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 佐渡総合病院産婦人科外来での案内ほか、佐渡市のHPに掲載。
事業担当	（担当部署） 健康医療対策課
	（電話番号） 0259-63-3115